

# 沼ノ端クリーンセンタークレーン整備仕様書

## (目 的)

第1条 本仕様書は、苫小牧市（以下「委託者」という。）が沼ノ端クリーンセンタークレーン整備（以下「本業務」という。）に関する委託の仕様を定めることを目的とする。

## (業務の履行)

第2条 業務受託者（以下「受託者」という。）は、業務を円滑に遂行するとともに各設備の機能を十分に発揮できるように契約書及び本仕様書等に従い、業務を誠実に完全に履行する。

## (業務の内容)

第3条 委託する業務内容は、別紙1のとおりとする。

## (業務実施時期)

第4条 受託者に委託する業務の実施時期は、次のとおりとする。

- 1) No.2 ごみクレーン及び粗大クレーン：7月23日～7月30日  
(クレーン法定検査受験予定日：7月31日)
- 2) No.1 ごみクレーン及び灰クレーン：7月13日～7月21日  
(クレーン法定検査受験予定日：7月22日)

※業務実施時期は予定のため、変更となる場合があります。

※業務実施時期での遂行が困難な場合には委託者と協議の上、実施時期と決定する。

## (業務の条件)

第5条 受託者に委託する点検整備の条件については、次のとおりとする。

- 1) 業務期間中は、作業周辺床等に汚損防止養生する。  
但し、万一損傷、汚損が生じた場合は、受託者の負担で速やかに復旧する。
- 2) 機材、工具類保管場所は作業期間中に限って委託者の無償貸与する指定の場所とし、受託者監督員詰所及び作業員詰所はセンター敷地内の指定した場所に受託者の負担にて仮設する。  
又、センター敷地内は禁煙の為、作業員詰所内においても喫煙をしてはならない。
- 3) 業務完了後2年以内に明らかに受託者の整備、調整不良及び材料の欠陥による故障、破損が生じた場合は速やかに再調整、再整備又は取替えを無償で実施する。  
但し、委託者の運転上の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はその責任を免除する。
- 4) 受託者は、業務上の問題が生じたときは、直ちに委託者に報告しなければならない。
- 5) 業務作業に必要な動力電源、電気、水、圧縮空気、蒸気は、委託者より支給する。
- 6) 委託者が支給する業務に必要な交換部品等は別紙1に定め、それ以外の雑材消耗

品は受託者の負担とする。又、特に指定しない場合の使用材料・部品等は、J I S規格品相当品を採用する。

7) 業務の実施時期及び詳細工程は委託者、受託者協議のうえ決定する。

(法令、条例の遵守)

第6条 委託者、受託者は本契約の履行にあたり次の事項を遵守する。

- 1) 労働基準法、労働安全衛生法、その他関連法令に定める事項。
- 2) 委託者が定める条例諸規則。

(提出書類)

第7条 受託者は、委託者に別紙2の書類を提出する。

(環境への配慮)

第8条 受託者は、2050年ゼロカーボンシティ実現のため、次の取組に努めること。

- 1) 苫小牧市役所エコオフィスプランに基づく取組を推進すること。
- 2) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- 3) 省エネルギー活動に関する取組を推進すること。
- 4) 廃棄物の減量・リサイクルに関する取組を推進すること。

(その他)

第9条 委託者が他に発注する整備委託業者と施行上関連するものは、調整を十分行い安全管理を徹底すること。

第10条 ダイオキシン類ばく露防止のため平成13年4月25日付け基安発第20号（厚生労働省労働基準局安全衛生部より）で策定された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び「苫小牧市ダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守し当該作業をすること。

第11条 沼ノ端クリーンセンター敷地内での、喫煙にあたる行為を禁止とする。

第12条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者及び受託者が協議し定めるものとする。

第13条 業務に係る法定整備（労働安全衛生法のクレーン安全規則）については、受検に必要な業務報告書の作成は受託者にて行う。

その他の検査手続書類及び提出窓口・検査手数料並びに検査官対応は委託者が行う。

(別紙1)

## 整備内容

### [1] 受入供給設備

#### 1 ごみクレーン 2基 (4.3t)

<整備内容>

##### (1)法定年次点検

ア 年次点検表による法定年次点検検査

イ ランウエイ部、鋼構造部、機械装置電気関係各部清掃点検

(点検前に機械装置、機器類はエアー吹き清掃、電気機器類は手筈清掃)

ウ 車輪・ワイヤー摩耗量(ノギス)及びたわみ量(下げ振り)計測、安全装置模擬作動確認点検、絶縁抵抗測定機器駆動電動機・配線の絶縁抵抗測定をメガテスターにて測定確認

エ 油圧バケットをプラット上仮置き、付着ごみをケレン棒等で完全に除去清掃、本体及び各駆動部の摩耗損傷状況を目視点検、開閉作動確認試運転

・本体点検カバー取外しの上油圧ポンプフィルター開放整備、汚れ状況確認点検、カップリング部開放、摩耗損傷状況を目視点検

・吊下げ金具摩耗損傷状況目視点検・計測

・バケットコンロッドピン及びブッシュ摩耗損傷状況目視点検整備・計測

・タンク旧作動油抜き取り開放、内部汚れ状況点検、スポンジで拭き清掃、作動油交換

オ メンテナンス用ホイスト点検 (荷重テスト実施)

カ 荷重テスト(荷重テスト用分銅横持ち運搬作業、油圧バケットへの積み・降し作業含む)、法定検査立会、荷重計点検調整(0点及びスパン調整)

キ 点検及び荷重テスト完了後、総合動作確認試運転

※ 使用材料

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ・ 作動油 シェルテラスオイルS2M46 | 450 ℓ |
| ・ 油圧ユニット、ボックスカバーパッキン | 各1枚   |

#### 2 粗大・不燃ごみクレーン 1基 (4.6t)

<点検整備内容>

##### (1)法定年次点検

上記のごみクレーンと同じ

・メンテナンス用ホイストの代わりに補助ホイスト点検 (荷重テスト実施)

※ 使用材料

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ・ 作動油 シェルテラスオイルS2M46 | 230 ℓ |
| ・ 油圧ユニット、ボックスカバーパッキン | 各1枚   |

[2] 灰出設備

1 灰クレーン 1基 (4.0 t)

<点検整備内容>

(1)法定年次点検

上記のごみクレーンと同じ

- ・メンテナンス用ホイスト点検なし

※ 使用材料

- ・ 作動油 シェルテラスオイルS2M46 180 ℓ
- ・ 油圧ユニット、ボックスカバーパッキン 各1 枚

※注意事項

各クレーン作業実施時における注意事項は以下のとおりとする。

ごみの搬入が継続的にある為、夜間に使用出来るよう毎日作業終了後には使用可能な状態まで復旧する事

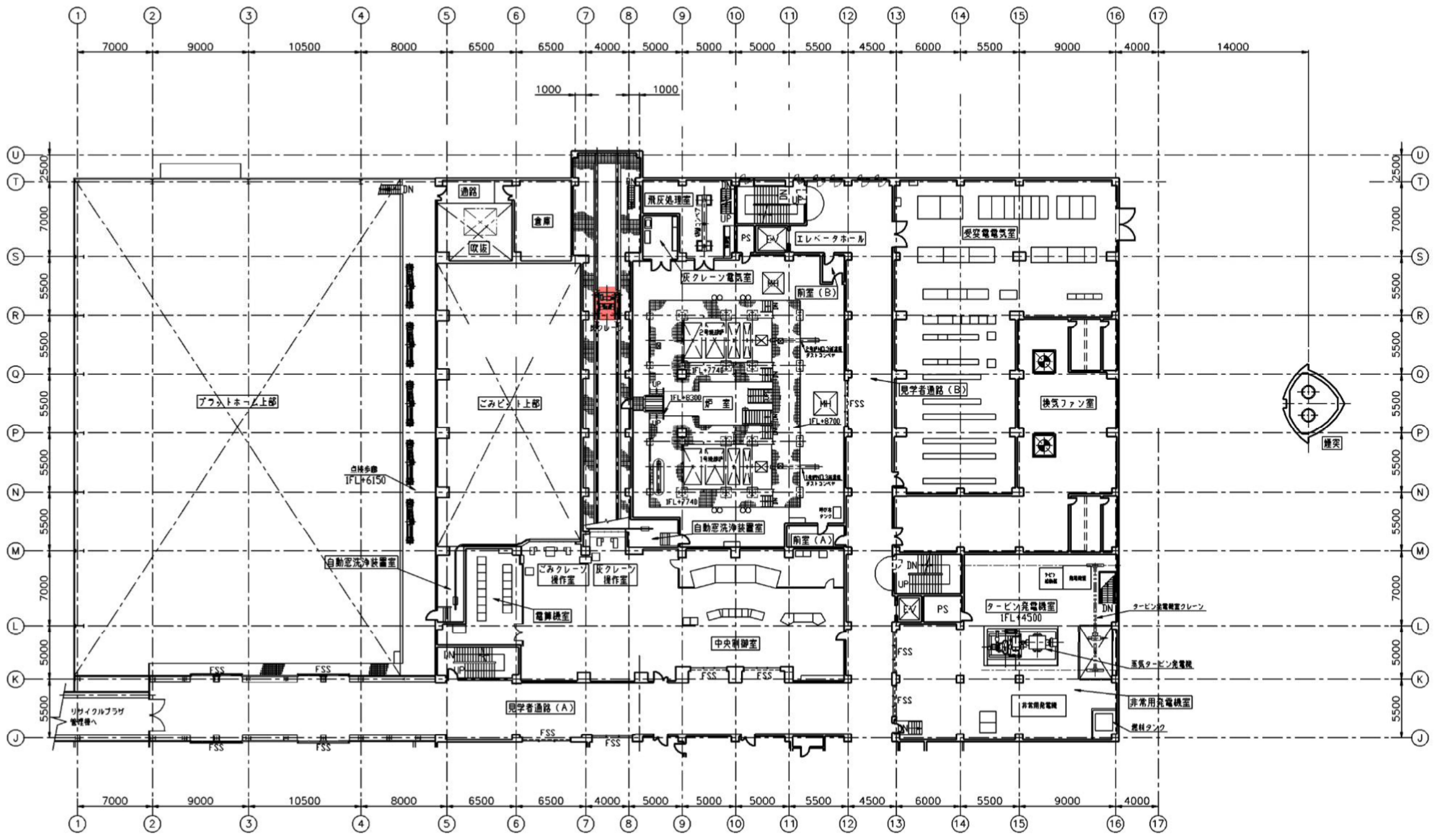
分解測定等により復旧が厳しい場合には、委託者と協議し決定する

## (別紙 2)

	提出書類名	提出期限	部数	備 考
1	業務処理責任者指定通知書 再委託承諾申請書	実際の業務開始日までに	1	資材置き場、火気使用場所、仮設電力・水・電話など該当項目を記載 業務要領・手順書、組織表連絡体制図、工程表など
2	業務計画書		1	
3	業務打ち合わせ記録簿	その都度	1	委託者が指示した時
4	業務予定表		1	
5	業務日誌		1	
6	業務報告書 1) 報告書 2) 各種機器校正証明、試験成績書 3) 各種測定記録 4) 記録写真及び完成写真 5) 発生材の処理、調書 6) 社内検査書	業務完了時	2	5), 6) については、該当業務があった場合
7	業務完了届		1	

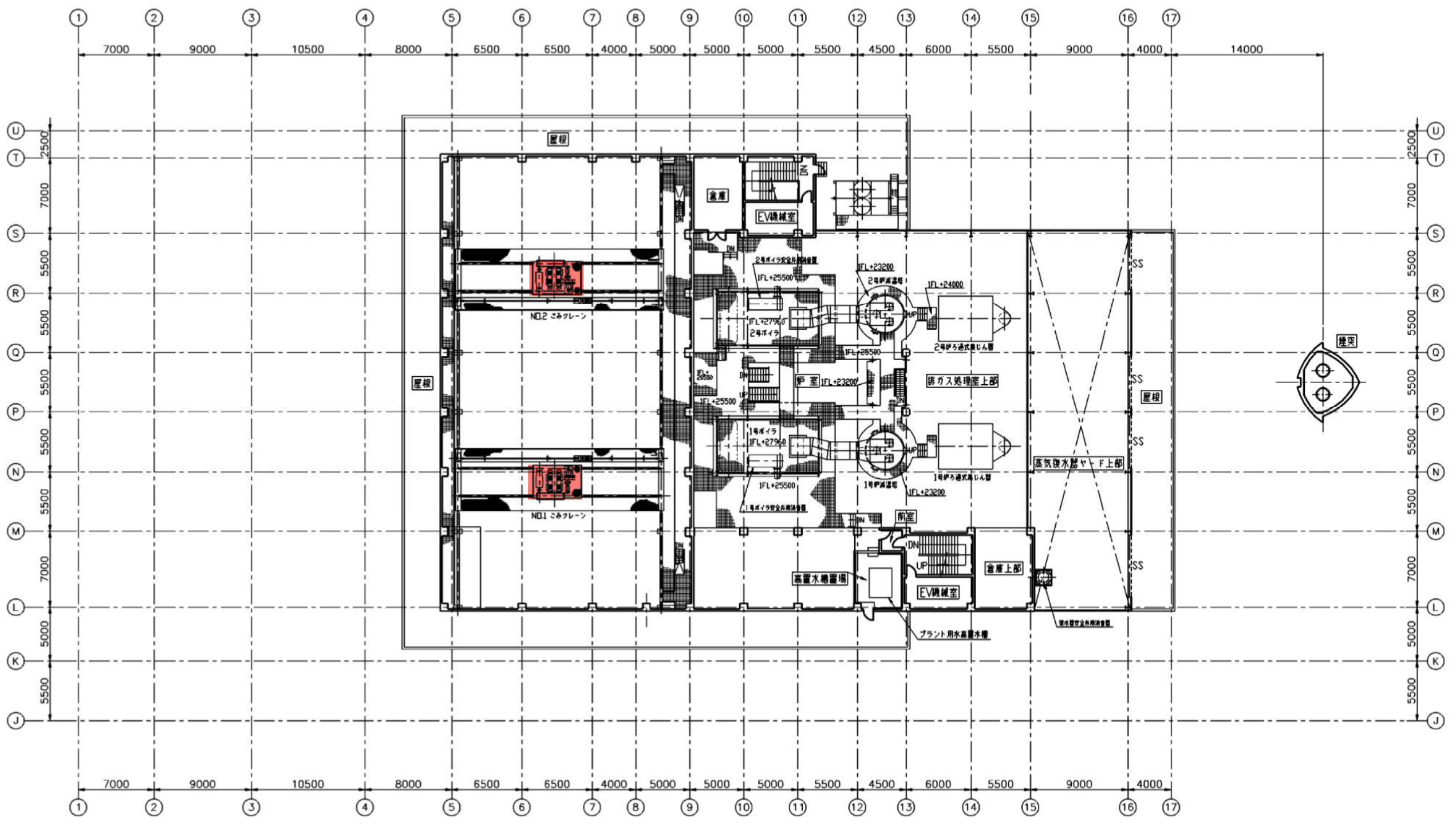
# クレーン整備対象図面 (焼却施設) (1/3)

図面番号	図面名称	縮尺	年月日
△			

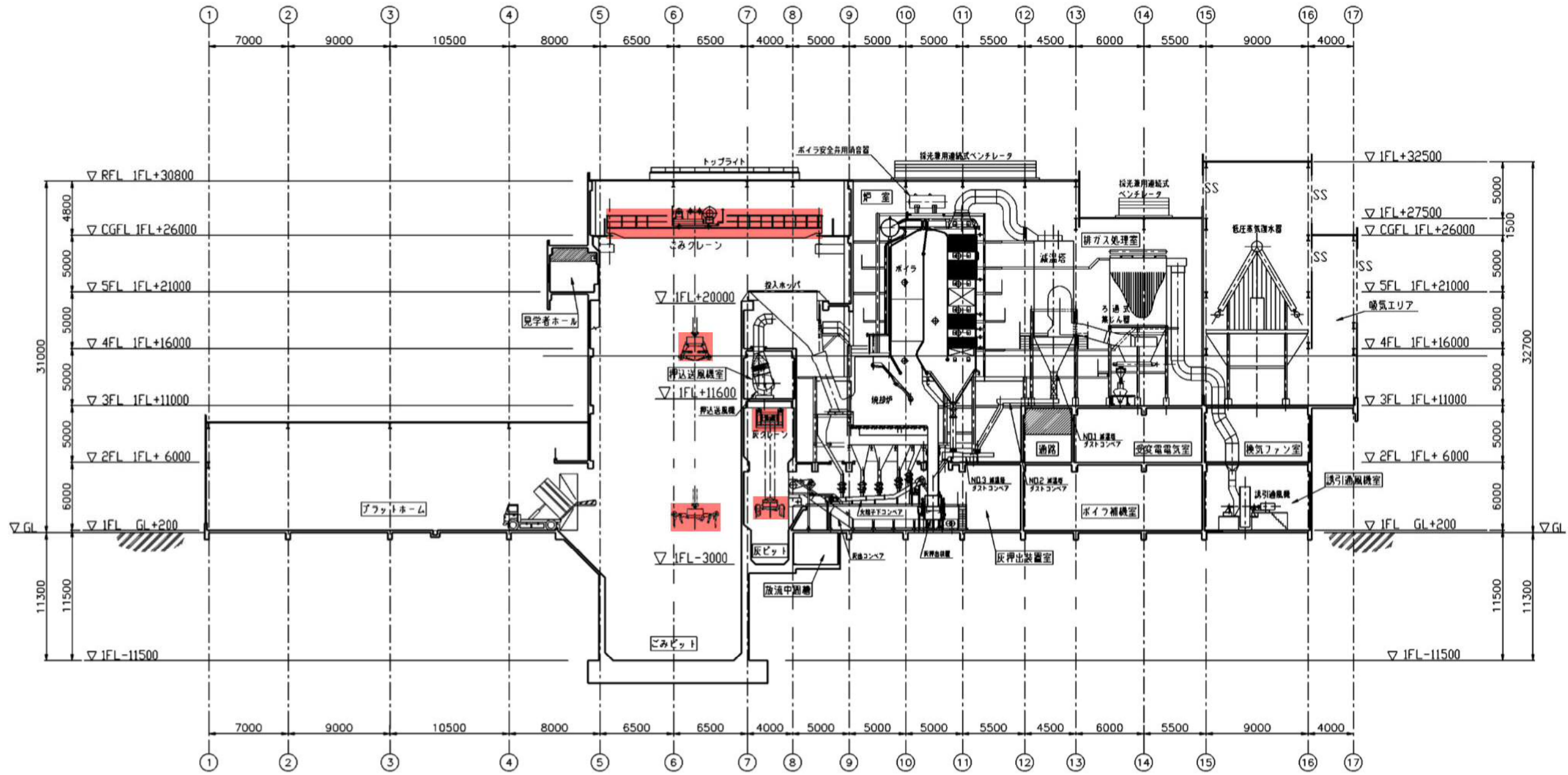


# クレーン整備対象図面（焼却施設）（2/3）

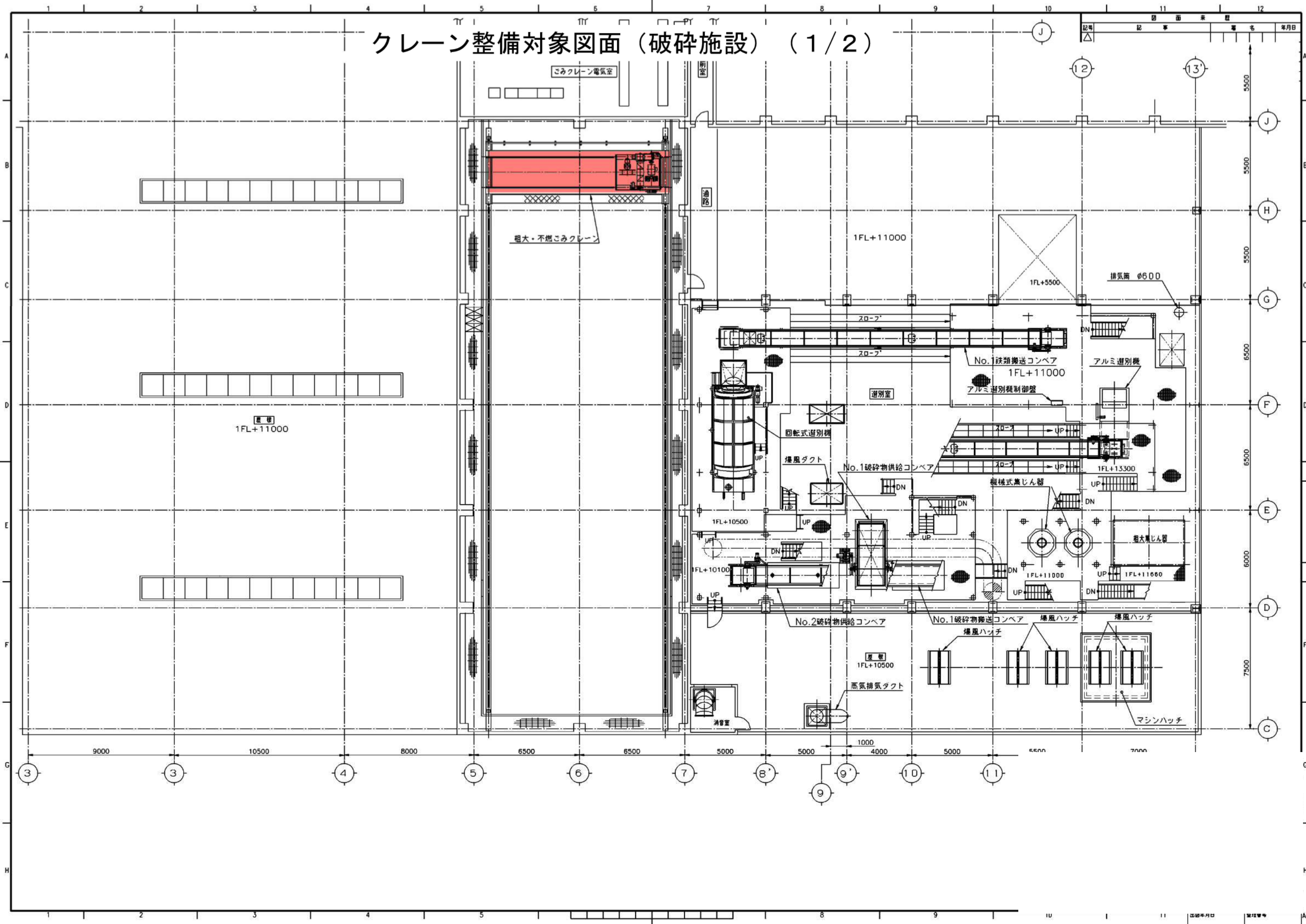
図面番号	記号	記号	署名	年月日
△				



# クレーン整備対象図面 (焼却施設) (3/3)



# クレーン整備対象図面（破碎施設）（1/2）



図面番号	図面名称	製作者	年月日

# クレーン整備対象図面 (破碎設備) (2/2)

